

# 青森県報

号外第五十五号

平成十四年五月三十一日(金曜日)

## 目次

### 公安委員会

- 青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則……………(交通企画課) ……一
- 青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(運転免許課) ……六
- 委託講習の実施に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……一八

## 公安委員会

青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則をここに公布する。

平成十四年五月三十一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

青森県公安委員会規則第七号

青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則  
青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号。以下「運転代行業法」という。)の施行に関し、必要な事項を定め

るものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 安全運転管理者 運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第七十四条の二第一項に規定する安全運転管理者をいう。

二 副安全運転管理者 運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十四条の二第四項に規定する副安全運転管理者をいう。

三 安全運転管理者等 安全運転管理者及び副安全運転管理者をいう。  
(申請書の添付書類)

第三条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国家公安委員会規則第十一号。以下「国家公安委員会規則」という。)

第四条 第一号口に掲げる書面は、自動車の運転の管理に関する経歴を証明するもの及び現に自動車の運転免許を受けている者にあつては、自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)第二十九条第一項第二号に規定する書面で、安全運転管理者の証明に関する事項を記載したものとする。

二 国家公安委員会規則第四条第二号口に掲げる書面は、自動車の運転の管理に関する経歴を証明するもの及び現に自動車の運転免許を受けている者にあつては、自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)第二十九条第一項第二号に規定する書面で、副安全運転管理者の証明に関する事項を記載したものとする。

(安全運転管理者証等の交付)

第四条 公安委員会は、運転代行業法第五条第一項に規定する申請書を受理した場合において、当該申請書に係る安全運転管理者等が自動車運転代行業の業務の適正化

に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読み替えに関する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十五号）により読み替えて適用される道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の九第一項又は第二項に規定する要件を備えているときは、安全運転管理者証（別記様式第一号）又は副安全運転管理者証（別記様式第二号）を交付するものとする。  
 （青森県道路交通規則の規定の読み替え適用）  
 第五条 運転代行業法第二条第二号に規定する自動車運転代行業者についての青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条	法第七十四条の二第六項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十四条の二第六項
第二十條第一項	施行規則第九条の九第一項又は第二項	読替えに関する内閣府令により読み替えて適用される施行規則第九条の九第一項又は第二項
第二十條第二項	教習修了証明書（別記様式第十五号）又は安全運転管理資格認定書（別記様式第十六号）	教習修了証明書（青森県公安委員会規則別記様式第四号）又は安全運転管理資格認定書（青森県公安委員会規則別記様式第五号）

第二十一条第二項	第十八条の安全運転管理者証又は副安全運転管理者証	青森県公安委員会規則第四条の安全運転管理者証又は副安全運転管理者証
----------	--------------------------	-----------------------------------

附 則

この規則は、平成十四年六月一日から施行する。

別記様式第1号 (第4条関係)

14 cm

(表)

安 全 運 転 管 理 者 証
--------------------------------------

11.5 cm

注 地色は黄色とし、文字は黒色とする。

14 cm

(裏)

<p style="text-align: right;">第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto; text-align: center;">写 真</div> <p>営業所名</p> <p>安全運転管理者</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の2第1項の規定による安全運転管理者として選任されたものであることを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">青森県公安委員会 印</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">講習修了</td> <td style="width: 50%;">受講証明印</td> </tr> <tr> <td>年講習</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年講習</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年講習</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年講習</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年講習</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年講習</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年講習</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年講習</td> <td></td> </tr> </table> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 解任されたときは、本証を所轄警察署を通じて返納すること。</li> <li>2 本証を紛失、破損等したときは、所轄警察署を通じて再交付を受けること。</li> <li>3 本証は、他人に貸与したり譲り渡したりしないこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">意</p>	講習修了	受講証明印	年講習		年講習		年講習		年講習		年講習		年講習		年講習		年講習	
講習修了	受講証明印																		
年講習																			
年講習																			
年講習																			
年講習																			
年講習																			
年講習																			
年講習																			
年講習																			

11.5 cm

別記様式第2号 (第4条関係)

14 cm

副 安 全 運 転 管 理 者 証

11.5 cm

注 地色は緑色とし、文字は黒色とする。

(表)

14 cm

(裏)

<p style="text-align: right;">第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto; text-align: center;">写 真</div> <p>営業所名 安全運転管理者</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の2第4項の規定による副安全運転管理者として選任されたものであることを証する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">青森県公安委員会 印</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">講習修了</td> <td style="width: 50%;">受講証明印</td> </tr> <tr> <td>年講習</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年講習</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年講習</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年講習</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年講習</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年講習</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年講習</td> <td></td> </tr> </table> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 解任されたときは、本証を所轄警察署を通じて返納すること。</li> <li>2 本証を紛失、破損等したときは、所轄警察署を通じて再交付を受けること。</li> <li>3 本証は、他人に貸与したり譲り渡したりしないこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">意</p>	講習修了	受講証明印	年講習		年講習		年講習		年講習		年講習		年講習		年講習	
講習修了	受講証明印																
年講習																	
年講習																	
年講習																	
年講習																	
年講習																	
年講習																	
年講習																	

11.5 cm

解 任 命 令 書	年 月 日 号
住 所	殿
青 森 県 公 安 委 員 会 印	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の2第6項の規定により、あなたが選任している安全運転管理者 を下記の理由により解任することを命じます。 副安全運転管理者	
解任する者の氏名等 地 位 氏 名 年 月 日 生 ( 歳 ) 理 由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

教 習 修 了 証 明 書	年 月 日 号
氏 名	年 月 日 生 ( 歳 )
青 森 県 公 安 委 員 会 印	
上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令により読み替えて適用される道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に定める自動車の運転に関する教習を修了した者であることを証明する。	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第5号 (第5条関係)

安 全 運 転 管 理 資 格 認 定 書	
氏 名	
年 月 日 生 ( 歳 )	
<p>上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令により読み替えて適用される道路交通法施行規則</p> <p>第9条の9第1項第2号 第9条の9第2項第2号</p> <p>に定める自動車の運転の管理に関し、</p> <p>安全運転管理者 副安全運転管理者</p> <p>と同等以上の能力を有する者であることを認定する。</p>	
年 月 日	
青 森 県 公 安 委 員 会 印	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年五月三十一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

青森県公安委員会規則第八号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二中「第二十九条第二項」を「第二十九条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（運転経歴証明書）

第二十七条の三 法第百四条の四第五項の規定により運転経歴証明書の交付を受けようとする者は、公安委員会に運転経歴証明書交付申請書（別記様式第二十号の二）を提出するものとする。

2 公安委員会は、前項の申請を受理したときは、法第百四条の四第六項の規定により運転経歴証明書（別記様式第二十号の三）を申請者に交付するものとする。

第三十六条中「公安委員会に応急救護処置講習受講申請書（別記様式第三十号）」を「次に掲げる申請書を公安委員会に」に改め、同条に次の二号を加える。

一 第一種免許に係る応急救護処置講習を受けようとする者 応急救護処置講習（一）受講申請書（別記様式第三十号）

二 第二種免許に係る応急救護処置講習を受けようとする者 応急救護処置講習（二）受講申請書（別記様式第三十号の二）

第三十七条の次に次の一条を加える。

（旅客車講習）

第三十七条の二 法第百八条の二第一項第八の二号の規定による旅客車講習を受けようとする者は、公安委員会に旅客車講習受講申請書（別記様式第三十一号の二）を提出するものとする。

第四十条（見出しを含む。）中「七十五歳」を「七十歳」に改める。

第四十二条中「第三十七条の六」を「第三十七条の六第二号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(特定任意高齢者講習)

第四十二条の二 令第三十七条の六の二第一号の規定による特定任意高齢者講習を受けようとする者は、公安委員会に特定任意高齢者講習受講申請書(別記様式第三十七号の二)を提出するものとする。

(チャレンジ講習)

第四十二条の三 更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者又は法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者に対する、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車及び原動機付自転車の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う法第八十九条の二第二項に規定によるチャレンジ講習を受けようとする者は、公安委員会にチャレンジ講習受講申請書(別記様式第三十七号の三)を提出するものとする。

別記様式第二十号の次に次の二様式を加える。

別記様式第20号の2 (第27条の3関係)

運 転 経 歴 証 明 書 手 数 料 貼 付 欄

県 証 紙 1	県 証 紙 2	県 証 紙 3	県 証 紙 4	県 証 紙 5
------------	------------	------------	------------	------------

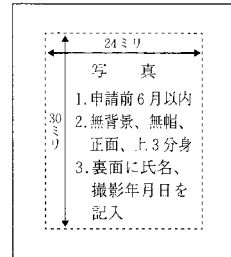
# 運転経歴証明書交付申請書

青森県公安委員会 殿

平成 年 月 日

住 所

申 請 者 氏 名



フリガナ			性 別	
氏 名	(氏)	(名)	男 1	女 2
生 年 月 日	1. 明治 2. 大正	3. 昭和 4. 平成	年	月 日 生
連 絡 先	( ) 局 ( ) 番 (自宅・携帯・勤務先・ )			
申請取消年月日	平 成 年 月 日			
免 許 証 番 号	第 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] 号			
資 料 区 分	B 9 - 0 0	登 録 年 月 日 号	年	月 日

※ 確認欄

○ この欄には記入しないでください。

フリガナ			生年月日	年	月	日	性別				
氏名											
本籍・国籍											
住 所											
免 許 種 類	大 型	普 通	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	大 自 二	普 自 二	大 自 二	特 引 二	免 許 条 件
有効年月日 平成											

- この証明書では、自動車等を運転することはできません。
- 住所等に変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受けることはできません。
- 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。

上記の内容を確認しました。

氏 名

※ 申請者は、上段の太線の枠内に黒又は青のボールペンで、明りょうに、かい書で記入してください。



別記様式第20号の3 (第27条の3関係)

(表)

8.56

5.40

氏名		年 月 日生	
住所			
交付			
<b>運転経歴証明書</b>			
写 真			
二・小・原	年 月 日	種	
他	年 月 日	類	
二種	年 月 日		
			公安委員会印 <input type="checkbox"/>

(裏)

**注 意 事 項**

- 1 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。
- 2 この証明書では、自動車等を運転することはできません。
- 3 住所等に変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受けることはできません
- 4 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。

備考

- 1 表紙は白色のプラスチック板を、裏側は、薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜をはり付ける。
- 2 交付欄末尾に、取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴についての区分、優良・1、一般・2、違反等・3を表示する。
- 3 種類欄には、免許取消し申請時に受けていた免許の種類を表す略号を上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、普通免許については2番目の項に、大型特殊免許については3番目の項に、大型二輪免許については4番目の項に、普通二輪免許については5番目の項に、小型特殊免許については6番目の項に、下欄左端から数えて、原付免許については1番目の項に、けん引普通免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、普通第二種免許については4番目の項に、大型特殊第二種免許については5番目の項に、けん引第二種免許については6番目の項に、それぞれ記載する。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第30号 (第36条関係)

別記様式第三十号を次のように改める。

## 応急救護処置講習 (一) 受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

	本 籍
	住 所
申請者	氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>
	生年月日 年 月 日生
	電 話 ( )

道路交通法第108条の2第1項第7号の規定による応急救護処置講習 (一) を受けたいので申請します。

※ 講習年月日	年 月 日
---------	-------

※ 講習場所	
--------	--

県  
収  
入  
証  
紙  
ち  
よ  
う  
付  
欄

手数料 円

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。  
 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第30号の2 (第36条関係)

別記様式第三十号の次に次の一様式を加える。

応急救護処置講習 (二) 受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

本 籍	_____
住 所	_____
申請者 氏 名	_____ 印
生年月日	年 月 日生
電 話	( )

道路交通法第108条の2第1項第7号の規定による応急救護処置講習 (二) を受けたいので申請します。

※ 講 習 年 月 日	年 月 日
※ 講 習 場 所	

県 収 入 証 紙 ち よ う 付 欄	手数料 _____ 円

- 注
- ※印欄は、記入しないこと。
  - 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第 3 1 号の 2 (第 3 7 条の 2 関係)

別記様式第三十一号の次に次の一様式を加える。

<h2 style="margin: 0;">旅客車講習受講申請書</h2> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">青森県公安委員会 殿</p> <div style="margin-left: 200px;"> <p>本 籍 _____</p> <p>住 所 _____</p> <p>申請者 氏 名 _____ 印</p> <p>生年月日 _____ 年 月 日生</p> <p>電 話 _____ ( ) _____</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">道路交通法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 8 の 2 号の規定による 旅客車講習を受けたいので申請します。</p>	
※ 講 習 年 月 日	年 月 日
※ 講 習 場 所	
県 収 入 証 紙 ち よ う 付 欄	手数料 _____ 円

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

別記様式第34号 (第39条関係)

別記様式第三十四号及び別記様式第三十四号の二を次のように改める。

折り曲げ厳禁

更新、更新時講習手数料貼付欄 (欄内にキチンと貼り付けてください。)

県 証 紙 1	県 証 紙 2	県 証 紙 3	県 証 紙 4	県 証 紙 5
------------	------------	------------	------------	------------

運転免許証更新・講習受講申請書

4.3.2.1. 申請者は、上段の太線の枠内に黒又は青のボールペンで、明りように記入してください。

1. 申請書の内容に変更がある場合は、その終了証書に記載事項の変更及び期間更新の方は証明する書類をいっしょに提出してください。

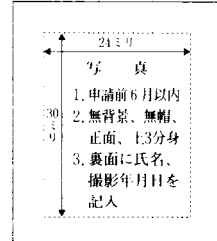
2. 事前に講習を受講済の方は、その終了証書を記載事項の変更及び期間更新の方は証明する書類をいっしょに提出してください。

3. 免許証コピーが不鮮明な場合は、免許証番号、生年月日、交付年月日、照会番号を分かるよう書き足してください。

青森県公安委員会殿

申請日 平成 年 月 日

フリガナ	性別	連絡先電話番号
氏名 (氏) (名)	男 女 1 2	(自宅・携帯・勤務先)
病気の症状等申告欄(別紙)に記載してください。		
前回更新時に、運転免許を失効しましたか	しない	した (別紙の番号を記入)
更新時講習受講申請書	1	2
更新時講習を受けたので、青森県道路交通法規則第39条第2項の規定により申請します。	優良	一般
	3	4
	違反	初回
	5	6
	特定任意	受講済・未受講
	高齢	



《表》 免許証の写し 《裏》

新フリガナ	新氏名	生年月日	明・昭 年 月 日
		大・平	
新本籍・国籍	新住所		

受 理 更 新 特 更 一 更 特 格	記 変 住 所	氏 名	本 籍	本 籍 住 所	本 籍 氏 名	全 項 目	再 交 付	1 亡失	同 時 照 会
県 内 3 6 3 2 3 3 3 1	県 内 5 1 5 2 5 3 5 4	5 5 5 6 5 7	5 5 5 6 5 7	5 5 5 6 5 7	5 9	2 汚損等(可)	3 汚損等(不)	0 なし	① あり
県 外 3 8	県 外 A 1	A 3	A 5	A 7					

※確認欄

○ この欄には記入しないでください。

フリガナ	生年月日	性別
氏名	年 月 日	
本籍・国籍		
住所		
免許種類	免許条件	
大 普 大 普 小 原 大 普 大 特 引 一		
型 通 自 一 特 付 二 一 一		
有効年月日	平成	

免許条件	適性年月日(交付)	照会番号
裸眼視力	矯正視力	深視力
左	眼鏡	1回 mm
右	コンタクト	2回 mm
両		3回 mm
平均		mm
運動能力	聴力	視野
		左 右
		初回
		特定
		高齢
条件等変更欄	新有効年	受付場所
		申請県
		20

別紙

氏 名 \_\_\_\_\_

## 病気の症状等申告欄

該当する個所の□に✓印を付け、項目7については、該当者は相談を終了した月日及び相談番号を記載してください。

- 1 病気を原因として又は原因不明により意識を失ったことがある方
- 2 1に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告されていない意識消失がある方
- 3 病気を原因として身体の全部又は一部が発作的にけいれん又は麻痺を起こしたことがある方
- 4 3に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告されていないけいれん又は麻痺がある方
- 5 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中活動しているときに眠り込んでしまうことが週3回以上ある方
- 6 現在、病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方
- 7 1～6のいずれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了された方
- \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_番
- 8 1～6のどれにも該当しない方

.....記入後、点線部分で二つ折りにして提出してください。.....

## 前回更新時に、運転免許を失効しましたか？

失効した方は、運転免許証更新申請書に番号を記入してください。

下記の1、2に該当しない方は、0を記入してください。

- 1 前回更新時に、やむを得ない理由(更新期間中海外にいた、病気等のため入院中だった等)で失効し、六ヶ月以内に免許失効の手続きをし、その理由を証明するものを提出できる。
- 2 前回及び前々回更新時に、やむを得ない理由(更新期間中海外にいた、病気等のため入院中だった等)で失効し、六ヶ月以内に免許失効の手続きをし、その理由を証明するものを提出できる。
- 0 前回及び前々回更新時に失効し、六ヶ月以内に手続きをしたが、やむを得ない理由を証明するものを提出することができない。  
失効してから、六ヶ月以上過ぎてからの手続きだった。  
前々回更新時以前に失効した。

別記様式第34号の2 (第39条、第40条関係)

<p>特定失効者講習受講申請書</p>			
<p>年 月 日</p>			
<p>青森県公安委員会 殿</p>			
		<p>取扱警察署又は自動車教習所</p>	
<p><input type="checkbox"/>道路交通法第108条の2第1項第11号 <input type="checkbox"/>道路交通法第108条の2第1項第12号の規定による特定失効者講習を受けたいので申請します。</p>			
<p>氏 名</p>		<p>講習種別</p>	<p><input type="checkbox"/>優良 <input type="checkbox"/>一般 <input type="checkbox"/>違反 <input type="checkbox"/>初回 <input type="checkbox"/>高齢者</p>
<p>県 収 入 証 紙 ち よ う 付 欄</p>	<p>手数料 _____ 円</p>		

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第37号の2 (第42条の2関係)

別記様式第三十七号の次に次の二様式を加える。

## 特定任意高齢者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

	本 籍	
	住 所	
申請者	氏 名	㊞
	生年月日	年 月 日生
	電 話	(      )

道路交通法施行令第37条の6の2第1号の規定による特定任意高齢者講習を受けたいので申請します。

※ 講 習 年 月 日	年 月 日
-------------	-------

※ 講 習 場 所	
-----------	--

県 収 入 証 紙 ち ょう う 付 欄	<p>手数料 <span style="float: right;">円</span></p> <hr style="width: 80%; margin-left: 0;"/>
-------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。  
 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。



別記様式第37号の3 (第42条の3関係)

チャレンジ講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

	本 籍	_____
	住 所	_____
申請者	氏 名	_____ ㊟
	生年月日	_____ 年 月 日生
	電 話	_____ ( ) _____

道路交通法第108条の2第2項の規定によるチャレンジ講習を受けたいので申請します。

※ 講 習 年 月 日	年 月 日
-------------	-------

※ 講 習 場 所	
-----------	--

県 収 入 証 紙 ち ょう 付 欄	手数料 _____ 円

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。  
 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成十四年六月一日から施行する。

委託講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年五月三十一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

青森県公安委員会規則第九号

委託講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

委託講習の実施に関する規則（昭和四十九年四月青森県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八号」を「第八号の二」に改める。

第二条第六号を次のように改める。

六 応急救護処置講習（一） 普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対する法第八号の二第一項第七号に規定する講習をいう。

第二条中第十九号を第二十九号とし、第十八号を第二十八号とし、第十七号を第二十七号とし、同条第十五号及び第十六号を削り、同条第十四号を第二十号とし、同条の次に次の六号を加える。

二十一 大型旅客車講習 大型第二種免許を受けようとする者に対するその受けようとして居る免許に係る自動車の運転に関する講習をいう。

二十二 普通旅客車講習 普通第二種免許を受けようとする者に対するその受けようとして居る免許に係る自動車の運転に関する講習をいう。

二十三 優良運転者講習 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「施行規則」という。）第三十八条第十二項第一号の表の一の項に規定する講習をいう。

二十四 一般運転者講習 施行規則第三十八条第十二項第一号の表の二の項に規定する講習をいう。

二十五 違反運転者講習 施行規則第三十八条第十二項第一号の表の三の項に規定する講習をいう。

二十六 初回更新者講習 施行規則第三十八条第十二項第一号の表の四の項に規定

する講習をいう。

第二条中第十三号を第十九号とし、第十二号を第十八号とし、同条第十二号中「令」を「施行令」に、「第三十七条の六」を「第三十七条の六第二号」に改め、同号を同条第十三号とし、同号の次に次の四号を加える。

十四 特定任意高齢者講習 施行令第三十七条の六の二第一号に規定する講習をいう。

十五 特定任意高齢者講習（簡易） 運転免許に係る講習に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「講習規則」という。）第二条第一項第一号の表の一の項の基準に適合する特定任意高齢者講習をいう。

十六 特定任意高齢者講習（通常） 講習規則第二条第一項第一号の表の二の項の基準に適合する特定任意高齢者講習をいう。

十七 チャレンジ講習 更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者又は法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者に対する、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う法第八号の二第二項の規定による講習をいう。

第二条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 旅客車講習 法第八号の二第一項第八号の二に規定する講習をいう。

第二条第六号の次に次の一号を加える。

七 応急救護処置講習（二） 大型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対する法第八号の二第一項第七号に規定する講習をいう。

第九条の表中

原付講習終了報告書	第十二号の五	その都度	公安委員会
応急救護処置講習終了報告書	第十二号の六	その都度	公安委員会

を

応急救護処置講習（一）終了報告書	第十二号の五	その都度	公安委員会
------------------	--------	------	-------

原付講習終了報告書	第十二号の六 様式	その都度	公安委員会
大型旅客車講習終了報告書	第十二号の七 様式	その都度	公安委員会
普通旅客車講習終了報告書	第十二号の七 の様式	その都度	公安委員会

自動車等運転者特定任意講習実施結果報告書	第十六号の五 様式	その都度	警察本部長
----------------------	--------------	------	-------

自動車等運転者特定任意講習実施結果報告書	第十六号の五 様式	その都度	公安委員会
特定任意高齢者講習実施結果報告書	第十六号の六 様式	その都度	公安委員会
チャレンジ講習実施結果報告書	第十六号の七 様式	その都度	公安委員会

に改める。  
別表六中「六 応急救護処置講習の実施に関する基準」を「六 応急救護処置講習(二)の実施に関する基準」に改め、同表六の項及び七の項を次のように改める。

6 応急救護処置講習(一)受講申請書の受理	応急救護処置講習(一)受講申請書(県交通規則別記様式第三十号)の受理は、講習当日、講習場において行うこと。 この場合において、受講対象者本人であるかを確認す
-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

7 応急救護処置講習(二)終了証明書の交付	講習を終了した者に対して、施行規則第三十八条第十六項に規定する応急救護処置講習(一)終了証明書(施行規則別記様式第二十二の十の五)を交付すること。
-----------------------	---------------------------------------------------------------------------

別表十一を別表十三とし、別表十を別表十二とし、別表八及び別表九を削り、別表七を別表八とし、同表の次に次の三表を加える。  
九 旅客車講習の実施に関する基準

1 実施の方式	受託者の管理する講習施設その他道路において、講習指導員が実施する方式によること。
2 講習場	受託者の管理する講習施設その他講習に適した道路等で行うこと。
3 受託対象者	大型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者
4 講習の実施方法	(1) 受講人員等の編成 実技方式講習にあつては、講習指導員一人に対し受講者三人以内(自動車の走行による講習は、講習指導員一人に対し受講者一人)、討議方式講習にあつては、受講者全員が参加できる適正な人数、実習方式講習にあつては、講習指導員一人に対し受講者六人以内とする。 (2) 講習の時間 講習の時間は六時間とする。 (3) 講習の科目及び細目 講習の科目及び細目は別に定めるところによる。
5 講習用教材	大型旅客車講習にあつては、大型自動車(バス型)乗車定員三十人以上)を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車を用いるほか、運転シミュレーター、教本、視聴覚教材等を用いること。

十 更新時講習の実施に関する基準

6 旅客車講習受講申請書の受理	旅客車講習受講申請書（県交通規則別記様式第三十一号の二）の受理は、講習当日、講習場において行うこと。 この場合において、受講者本人であるかを確認するとともに、旅客車講習受講申請書の講習手数料（青森県収入証紙）について確認すること。
7 旅客車講習終了証明書の交付	施行規則第三十八条第十六項の規定により、大型旅客車講習を終了した者に対し、大型旅客車講習終了証明書（施行規則別記様式第二十二の十の六の二）を、普通旅客車講習を終了した者に対し、普通旅客車講習終了証明書（施行規則別記様式第二十二の十の六の三）を交付すること。
1 実施の方式	受託者の委託講習を担当する事務局に置かれる講習指導員が各講習場を巡回実施する方式によること。
2 講習場	原則として、警察署の管轄区域ごとに講習場一箇所を設け、それぞれ同管轄区域内に免許証の更新を受けようとする者を対象として実施すること。 講習場にはできるだけ公民館等の公共施設その他講習に適した環境の施設を充てること。
3 講習対象者	免許証の有効期間の更新を受けようとする者
4 講習の実施方法	(1) 学級編成 ア 優良運転者講習 一 学級の編成は講習会場の収容可能人員とするこ と。 イ 一般運転者講習 一 学級の編成は講習会場の収容可能人員とするこ と。 ウ 違反運転者講習

5 受講日	原則として二十人以内とするほか、若年、高齢者、二輪車等の受講者の態様に応じた特別学級を編成して行うこと。 工 初回更新者講習 原則として二十人以内とするほか、若年、高齢者、二輪車等の受講者の態様に応じた特別学級を編成して行うこと。 (2) 講習の時間 ア 優良運転者講習 三十分とする。 イ 一般運転者講習 一時間とする。 ウ 違反運転者講習 二時間とする。 工 初回更新者講習 二時間とする。 (3) 科目及び内容 講習の科目及び内容は、警察本部長の定めるところによる。
6 講習用教材	(1) 教本 安全運転に必要な知識の普及徹底を図るため、国家公安委員会が定めた「交通の方法に関する教則」を更新者全員に配布するとともに、青森県の交通の実態を盛り込んだ適切な資料を教材として作成配布すること。 (2) 講習用器材 講習は、短時間に十分効果があげられるよう次に掲げる視聴覚教育器材のうち二以上の器材を用いて行うこと。 ア 十六ミリ映写機

7 受講証明書の交付	イ スライド映写機 ウ オーバーヘッド投影機 エ 反応分析装置 受講済みの者に対しては、必要により第三号様式の受講証明書を交付すること。
十一 高齢者講習の実施に関する基準	
1 実施の方式	受託者の管理する講習施設において、講習指導員が実施する方式によること。
2 講習場	受託者の管理する講習施設で行うこと。
3 受講対象者	免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者
4 講習の実施方法	(1) 受講人員等の編成 免許の種類に同じ三人以内とする。 (2) 講習の時間 講習の時間は三時間とする。ただし、小型特殊免許のみ保有する者は二時間とする。 (3) 講習の科目及び内容 講習の科目及び内容は、警察本部長の定めるところによる。
5 講習用教材	教本、自動車等、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等を用いること。ただし、小型特殊免許のみ保有する者は、自動車等、運転シミュレーターを除く。
6 高齢者講習受講申請書の受理	高齢者講習受講申請書（県交通規則別記様式第三十五号）の受理は、講習当日、講習場において行うこと。 この場合において、受講対象者本人であるかを確認するとともに、高齢者講習受講申請書の講習手数料（青森県収入証紙）について確認すること。

7 高齢者講習終了証明書の交付	講習を終了した者に対して、施行規則第三十八条第十六項に規定する高齢者講習終了証明書（施行規則別記様式第二十二の十の七）を交付すること。
七 別表六の次に次の一表を加える。	
七 応急救護処置講習（二）の実施に関する基準	
1 実施の方式	受託者の管理する講習施設において、講習指導員が実施する方式によること。
2 講習場	受託者の管理する講習施設内で行うこと。
3 受講対象者	大型第一種免許又は普通第二種免許を受けようとする者
4 講習の実施方法	(1) 受講人員等の編成 知識講習一回当たりの受講者数は、原則として十人編成で、講習指導員一人とし、実技講習にあつては、受講者五人に技能指導員一人とする。 (2) 講習の時間 講習の時間は六時間とする。 (3) 講習の科目及び細目 講習の科目及び細目は、別に定めるところによる。
5 講習用教材	教本、視聴覚教材、模擬人体等を用いること。
6 応急救護処置講習（二）受講申請書の受理	応急救護処置講習（二）受講申請書（県交通規則別記様式第三十号の二）の受理は、講習当日、講習場において行うこと。 この場合において、受講対象者本人であるかを確認するとともに、応急救護処置講習（二）受講申請書の講習手数料（青森県収入証紙）について確認すること。
7 応急救護処置講習（二）終了証明	講習を終了した者に対して、施行規則第三十八条第十六項に規定する応急救護処置講習（二）終了証明書（施

書の交付

行規則別記様式第二十二の五の二)を交付すること。

別表十三の次に次の三表を加える。

十四 特定任意高齢者講習(簡易)の実施に関する基準

1 実施の方式	受託者の管理する講習施設において、講習指導員が実施する方式によること。
2 講習場	受託者の管理する講習施設で行うこと。
3 受講対象者	チャレンジ講習において、加齢に伴って身体機能の低下が自動車等の運転に著しい影響がない旨の確認を受けた者
4 講習の実施方法	(1) 受講人員等の編成 編成は三人以内とする。 (2) 講習の時間 講習の時間は一時間とする。 (3) 講習の科目及び内容 講習の科目及び内容は、警察本部長の定めるところによる。
5 講習用教材	教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等を用いること。
6 特定任意高齢者講習受講申請書の受理	特定任意高齢者講習受講申請書(県交通規則別記様式第三十七号の二)の受理は、講習当日、講習場において行うこと。 この場合において、受講対象者本人であるかを確認するとともに、高齢者講習受講申請書の講習手数料(青森県収入証紙)について確認すること。
7 特定任意高齢者講習終了証明書の交付	講習を終了した者に対して、講習規則第三条第一号に規定する特定任意高齢者講習終了証明書(講習規則別記様式第三号)を交付すること。

十五 特定任意高齢者講習(通常)の実施に関する基準

1 実施の方式	受託者の管理する講習施設において、講習指導員が審査する方式によること。
2 講習場	受託者の管理する講習施設で行うこと。
3 受講対象者	免許証の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者又は法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者
4 講習の実施方法	(1) 受講人員等の編成 免許の種類に応じ三人以内とする。 (2) 講習の時間 講習の時間は三時間とする。 (3) 講習の科目及び内容 講習の科目及び内容は、警察本部長の定めるところによる。
5 講習用教材	教本、自動車等、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等を用いること。
6 特定任意高齢者講習受講申請書の受理	特定任意高齢者講習受講申請書(県交通規則別記様式第三十七号の二)の受理は、講習当日、講習場において行うこと。 この場合において、受講対象者本人であるかを確認するとともに、高齢者講習受講申請書の講習手数料(青森県収入証紙)について確認すること。
7 特定任意高齢者講習終了証明書の交付	講習を終了した者に対して、講習規則第三条第一号に規定する特定任意高齢者講習終了証明書(講習規則別記様式第三号)を交付すること。

十六 チャレンジ講習の実施に関する基準

2	講習場 受託者の管理する講習施設で行うこと。
3	受講対象者 免許証の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者又は法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者
4	講習の実施方法 (1) 使用車両 使用車両は普通自動車とする。 (2) 講習の時間 講習の時間は三十分程度とする。 (3) 講習の科目及び内容 講習の科目及び内容は、警察本部長の定めるところによる。
5	講習用器材 普通自動車、危険回避器材等を用いること。
6	チャレンジ講習 受講申請書の受理 チャレンジ講習受講申請書（県交通規則別記様式第三十七号の三）の受理は、受講当日、講習場において行うこと。 この場合において、受講者本人であるかを確認するとともに、チャレンジ講習受講申請書の受講手数料（青森県収入証紙）について確認すること。
7	チャレンジ講習 受講結果確認書の交付 審査の結果、加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしていないと確認された者に対して、チャレンジ講習受講結果確認書（講習規則別記様式第一号）を交付すること。

第十二号の五様式を次のように改める。  
第12号の5様式（第9条関係）

青森県公安委員会 殿					受託団体名 管 理 者	第 年 月 日
応急救護処置講習（一）終了報告書					◎	
次の者について、道路交通法第108条の2第1項第7号に規定する講習（応急救護処置講習（一））を終了したことを報告する。						
終了証明書 番 号	実 施 日 年 月 日	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。







第16号の7様式(第9条関係)

# チャレンジ講習結果報告書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

講習所名  
管理者

下記の者について、道路交通法第108条の2第2項に規定する講習を  
年 月 日に終了したので報告する。

番号	氏 名	生年月日	性別	免許種別	講習車	指導員名	評 価 等
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成十四年六月一日から施行する。

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭